

鮎川保育所三者協議会（第5回）会議録

1 日 時

平成26年3月8日（土） 午前10時10分～午前11時30分

2 場 所

鮎川保育所

3 出席者

- ・ 鮎川保育所保護者
会長 他32名
- ・ 社会福祉法人 山善福社会
理事長 他3名
- ・ 保育幼稚園課
中井課長・小西参事・佐々木係長・村田指導主事・窪田所長

4 案件

（市） 皆さま、改めまして、おはようございます。

本日は、公・私、何かとお忙しい中、三者協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、これより、第4回 鮎川保育所の三者協議会を始めさせていただきたいと思っております。

それでは、これより、議事進行については、三者協議会の議長であります、中井保育幼稚園課長をお願いいたします。

（議長） 皆さま、おはようございます。

第5回目となる三者協議会を始めさせていただきたいと思っております。

それでは、早速、会議次第に沿って、進めさせていただきたいと考えておりますが、その前に、法人さんの方から、本日、担任となられる方にお越しいただいておりますので、まずは、担任の紹介をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

（法人） では、早速ですが、担任の方を紹介させていただきます。

まずは、0歳児の担任です。

（法人） 「T」と申します。よろしく願いいたします。

（法人） 1歳児。

- (法人) 「O」です。よろしくお願いいたします。
- (法人) 2歳児。
- (法人) 「M」です。よろしくお願いいたします。
- (法人) 同じく2歳を担当させていただきます「T」と申します。よろしく
お願いいたします。
- (法人) 3歳児。
- (法人) 「K」と申します。よろしくお願いいたします。
- (法人) 4歳児。
- (法人) 「Y」と申します。よろしくお願いいたします。
- (法人) 5歳児。
- (法人) 「Y」です。よろしくお願いいたします。
- (法人) そして、法人の栄養士になります。
- (法人) 「K」です。よろしくお願いいたします。
- (法人) 鮎川保育所の専属の調理師になります。
- (法人) 「H」です。よろしくお願いいたします。
- (法人) 以上です。
- (議長) ありがとうございます。

それでは、担任の保育士さんも含めまして、合同保育の方がご
いますので、ここで一旦、担任の方は、退席をさせていただきます
ので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

今、担任の方のご紹介をさせていただきましたけれども、何か、
ご意見がございましたら、承りたいと思います。

- (保護者) 看護師さんは。
- (法人) 看護師の方なのですが、体調を崩しておりまして、本日は、
欠席ということになりました。
- (保護者) 分かりました。
- (議長) それでは、本日の一つ目の案件の方に入らせていただきたいと思
います。

一つ目の案件、「園則及び入園のしおりについて」ということで、
ございます。

これまでの説明会でありますとか、三者協議会の仲で議論してい
ただいた内容なども、入れていただいて、鮎川保育園の入園のしお
りとして、園則などについても、一定、まとめていただいたもの
になります。ちょっと、数に限りがございます、申し訳ありません。

お隣同士で一緒にご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします

ます。

それでは、簡単に、内容のほうを、法人の方から、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(法人) お手元の入園のしおりをご覧ください。

これまで、鮎川保育所にとって、一番良い入園のしおりは何かなということを検討し、そして、保護者会会長とも話し合いをさせていただいて、本日、配布させていただいている入園のしおりが決定いたしました。少し、まだ、調整する部分がございます、それを挟んでいるかと思うのですけれども、最終、それを調整させていただきます、完成といたします。

ですので、再度、調整させていただきますので、本日、配布させていただいた入園のしおりは、回収させていただきたく思いますので、ご協力ください。以上です。

(議長) 今、お手元にお配りしているものについては、まだ校正中、また、調整中のものもございますので、一旦、この協議会の間はお目通しをいただきまして、協議会が終わりましたら、また、回収をさせていただきまして、改めて、調整が済んだ際には、正式なものとして、皆さまに、ご配布させていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、案件の方も沢山ございますので、入園のしおりについては、議案進行中に、それぞれ見ていただくという形を取らせていただきまして、次の案件に進めさせていただきたいというふうに思います。

次の案件は、アルコール消毒についてということでございます。

前回の三者協議会におきましても、このアルコール消毒の関係で、一定、ご説明をさせていただいたところではありますが、変更内容等について、保護者の皆さまにお知らせをして、ご意見をいただくということになっておりましたので、今回、改めて、ご意見を伺う場を持たせていただいて、調整をさせていただきたいというふうに思います。

既に、ご意見の方が、幾つか出ているというふうにお伺いしておりますので、保護者の方から、ご意見の方をお願いできればと思います。

(保護者) 先日、ちょっと、園長先生にも、お話をしたところですけど、アルコール消毒をされたいということで、報告があったのですが、その時に、先生も基本は手洗いなのだけれども、(遠足等で所外へ出

た時に) 十分に行えないところを、アルコールを用いたいというお話しだったので、生活の基本になる手洗いですので、各年齢に応じた手洗いの指導を徹底してもらいたいというふうをお願いしたのと、アルコールを使うということで、アレルギーだけではなく、荒れやすいという症状も出ますし、やっぱり、手洗いに関しては、しっかりと手洗いを指導していくということと、きっちり手を拭いていくということの大事さというのを保育の中で伝えていただきたい。

アルコールを使用できないという、アレルギーのお子さんに関しては、弱いもの、したいものが分からないので、しない方向でというような話もあったのかと思うのですが、そのお子さんに関しては、アルコールを使う子たちと同じように、丁寧な手洗いを求められるということであるので、そこを徹底できるということは、他の子どもたちにも、この指導をおこなえるということにもなるのかなと思ひまして、必要性は、全くないなということで、園長の方にお話しをさせてもらいました。

(法 人) 私どもも、アルコール消毒については、かなり以前から導入しているのですが、特に、今、季節的にも、手洗い、うがいというのは、当然、本当に朝、登園したときから、手洗い、うがいをし、保護者の方々にも、それを求めているというが、今、豊原や他の園でもそうなのですが、それは、当然のごとくしているのですが、あと、プラス、園外保育のときもあれば、色々なケースがありますので、特に、集団生活のときの感染症の防止という観点から、オゾン殺菌であったり、オゾン水で手洗いをしたりとか、色々なことを試していく中で、旧の山水学園の場合は、そういうきちっとした施設が整っていなかったもので、特に、アルコールの殺菌というのは、子どもにとっては低刺激で、いわゆる無害ということも確認できていますので、ずっと、使っていたという例があるのですが、今、保護者の方が言われましたように、一番は、手洗い、うがいというのは、基本中の基本でございまして、それプラス、そういったものをしているということで、それに対して懸念があるようでしたら、あえて使用を差し控えることもありなのかなということでは西川園長ともお話しをさせていただいたのですが、ただ、感染症の予防という観点から言えば、手洗い、うがいで、殺せない菌については、よりアルコールという方が良さだろうと、ところが、それに対して、皮膚の弱い子どもには、どうするかというところは、

今のところ、それに対して、何か、本当に、困ったということは無かったので、そのところは、これから鮎川の方で使ったときに、それがあつかないかと言われてましたら、答えられない部分はあるのですけれども、今回、そういう意見を賜ったので、どうしたものかなって、今日、議題に上がっていますので、忌憚（きたん）のない意見（遠慮のない意見）を聞かせていただいて、判断させていただければと思っています。

(保護者) 答は出ていないということですか。

(法人) ですから、懸念があるようだったら、使うのを差し控えないとダメだなということで、ここの場合は、こうして議論をする場でもございますので、皆さま方の意見を賜って、少し、そういうのがあれば使わない方が良いでしょうし、また、別の意見があれば、それはそれで聞かせていただいて、ご判断させていただければというふうには、思っていますので、検討いただけますか。

(保護者) もう、4月1日まで、あと数日なので、4月1日からどうしているかと考えているのか、ご意見をいただければありがたいのですが。

(保護者) それに加えて、もう一つ、その後の会話の後に、各年齢でも、手洗いの方法について、職員間でお話しはされましたか。

1歳児に手洗い指導をする方法と、5歳児に手洗い指導する方法では、確実に変わってくると思います。

子どもたちも育つ力がありますので、5歳児は、アルコールというものが、本当に必要なかどうか、就学前という年齢で、小学校に上がって、アルコールというものは使用していきませんか。

自分たちの清潔は、自分たちできっちりと全部、やっつけていけるように、気をつけていくのかと思うのですが、その各年齢に応じた手洗いというものを、保育課程の中では、0から5歳まで、保育の中での手洗い指導というのは、職員間で確認していただいた上で、今回、全保護者がここに集まった上で、もう一度、検討していくという方向ですか。

(法人) まず、手洗い、うがいの、その前の手洗いの一番最初の導入というのは、本当に、0歳児から始まって、5歳は、自分でできるからこそ、必要でないかということについては、いわゆる、菌というのは、二乗で、倍、倍で発生していきますので、実際、自分の専用タオルがあっても、例えば、保育士さんのエプロン一つでも…。

(保護者) あの、すみません、4月1日から、それでもしようと思っている

のか、それとも、とりあえず、1年間は、見送ろうと思っているのか、その部分だけ、教えていただいてよろしいですか。

4月1日から行うのですよね、ただ、子どもを把握しているのは、たった7人で、それも、各クラス1人だけの状態なのですよ。

その先生が、子どものアレルギー状況を把握しているかも知れないですが、他の先生は、アレルギー状況を把握していない状態で、そこから4月1日に、アレルギー物質があるアルコールを付着させ、さらに0歳児では、付着させた状態で、口の中に入れる、じゃ、手だけじゃなく、内臓の方も荒れるかも知れない、その時に、どういふふうに対応しようと考えているのかね。

親であっても、子どものアレルギーって分からないと思うのですよ。ましてや、0歳、1歳というのは、すごく肌とかの状態が弱いのに、わざわざ、それを付けさせるのは、どうなのかなというのがあって、その説明があった上で、4月1日から、どうしようと思っていますか。

(法 人) ですから、そこまで、ご懸念があれば、使うことを差し控えた方が良いと思うので。

(保護者) それは、1年間であるのか、もう保育士たちも、子どもの状態が把握できているので、2年目以降から導入しようと思っているのか、はっきりと、教えていただいてよろしいですか。

(法 人) まずね、今のお話を聞いていましたら、4月から使うということに関しては、差し控えた方が良くと思いますし、1年、2年に関わらず、アルコールというものと、アレルギーとの関係が、ちょっと、余りにも過敏な反応をお示しされていると思うので、そのところは、もう一度、また、感染症とか、いわゆる、1年、2年ということではなく、4月から始まる中で、保育全般に対してのご理解の中で、また、考えていけばいいことだと思うので、1年後に導入するとか、2年後に導入するとかということではなしに、また、再度、それは、考えていくべき問題ではないかなというふうに思っています。

(保護者) 仮に、手荒れで消毒できない子、その子を特に、重点にアレルギー物質を付着させないようにする訳じゃないですか。強い子は、消毒するから抵抗力がある。弱い子は、消毒できないから、さらに病気になる可能性があるじゃないですか。それに対しての説明が不明瞭なのですが、アレルギーで、アルコールに関しては、今後、どういふふうに対応をしますよとか、2年後、3年後、また、導入され

ました、アルコールができない子には、どういうふうに対応していくおつもりですか。

(法 人) 極端な例を申しましたら、いわゆる水でも塩素濃度があるので、手荒れのひどい子については、塩素自体で荒れる子もいます。ですから、水道水が逆に100%良いのかといいましたら、水道数の種類によりましても、また、いわゆる受水槽とか、水道局の塩素を入れる距離によっても塩素濃度は違いますので。

(保護者) 水道のことはいいので、アレルギーの子に関してはどう対応されるのかを。

(法 人) 水道水もアレルギー物質を含んでいます。それを言いましたら。

(保護者) それは、また、特殊な例で。

(法 人) 特殊ではないのですよ。

(保護者) アルコール消毒をしたいのですよね。じゃ、したいのであれば、アレルギーの子に対して、今後、どういうふうな対応をするのかということを明確にしてもらわないと、2年後、3年後、うちの子、アレルギーを持っているのに、まだ、在籍している、でも消毒をされてしまう、じゃ、どうしようと思うじゃないですか。そこを、やっぱり、明確にするべきだと思うのですが。

(法 人) アルコールに対する理解が得られていないのに、したいというふうなことを強行するつもりはございません。

ですから、今、逆に、水道水で手洗いをしているということで、ご納得いただけるのだったら、それは、そのやり方をやっていく中においても、ただ、水道水であっても、手荒れをしている子に関しては、逆に水道水で洗ってあげるよりも、ちょっと、本当に、お湯を付けて、お手拭で拭いてあげるとかといふような措置をしている子も、現実にはいる訳ですから、そのところは、子どもによって、考えていくということが一番大切なことだと思うので、それについては、当然、4月から、また、全子どもたちを把握する中で、考えていくべきことだと思います。

(市) 3月5日の水曜日なのですが、ちょっと、保護者の方と打合せをさせていただいて、アルコール消毒につきましては、少し、見送った方がいいのではないかというふうなお話をさせていただいて、ちょっと、大変、連携が取れていなくて、保護者の方にご迷惑をお掛けしております。申し訳ございません。この場をお借りしてお詫び申し上げます。すみません。

法人さんも、申し訳ないです。理事長の方に、しっかり、ちょっ

と、僕の方から伝えきれていなかった部分がありましたので、少し、ご理解をいただければと思います。申し訳ございません。

そういう形で、一旦は、アルコール消毒については、来年度、4月1日からは、一旦、見送ろうというふうなことで、お話しをさせていただいています。理事長、すみません。申し訳ございません。

(法人) はい。

(市) そういうことで、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(保護者) ちょっとだけいいですか。この後、懸案(確認)事項が多いので、限られた時間なので、ここで長くするのもどうかと思うのですが、これから聞く、こういうことってというのは、すごく、保育が始まるにあたって、増えていくと思うのですね。民間園でされてきた大事なことは、きちんと保護者の対応が、それは違うだろうという意見が出て、きちんとした形で、その意図が本当に重要であれば、民間園さんも、きちっと、そのことをお伝えになって、保護者の理解を得て、進めていかないと、反発が大きいから差し控えていくという方向で、今の段階では進められないという形でいくと、これは、アルコールですので、そんな大きなことにつながっていかないのかも知れません。命に関わるようなことには、でも、保育の中では、きっと色々なことが想定されていく中では、こういう感じの話の折り合いの付け方であっては、市側も、少し、今回は見送るとか、そういう形で、これからやっていくのでは、方法としては、少し、難しいのかなという印象を受けたので、また、来年も続いていきますよね、三者協議。なので、そこら辺は、保護者会もですけど、少し、方向性というか、課題に考えたほうがいいのかと思います。

(市) 先ほど、お母さんの方から、手洗いの徹底指導ということで、ご意見をいただいています、そのときも、手洗いをしっかりと、今までどおり、やっていくというような確認はさせていただいております。今後も、新たな何か、ご提案する場合には、必ず、三者協議会でありますとか、そういうところでご意見をいただきながら、進めたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(保護者) はい。

(議長) この三者協議会の場で、今、ご意見をいただいたように、ご提案させていただくこともあるでしょうし、保護者の方からご意見をいただくこともあると思います。それぞれの思いをしっかりとこの場で、共有して、こういう考えで、こちらを提案していること、保護

者の方は、こういう思いで、今、やめてほしいと思っていることを確認して、共通認識を図って、じゃ、どうしていこうかという場にしたいと思っていますので、今後も、きっちり、ここに出す前に調整もさせていただきますし、ここでは、それぞれの意見を開陳した上で、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、アルコール消毒について、その他に、何か、ご意見がございましたら、承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(保護者) 【特になし】

(議長) それでは、次の案件に進めさせていただきたいと思います。

次の案件につきましては、3番目「確認事項」ということになります。

これについては、これまでの三者協議会でも確認を進めてきたところなのですが、まだ、未確認の項目がたくさん残っております。

できる限り、簡潔に、簡素に勧めたいと思いますので、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

<お持ちでない方へ「確認事項」を配布>

それでは、未確認の項目なのですが、項番で申し上げますと、6～9、12、18、26、27、31～33、43～45、47～50、52、53、56、57というところが残っているというふうに思います。

この項目の確認の方法なのですが、順番にさせていただいた方が良いのか、時間の限りもございますので、保護者の方の重要事項の方から確認をさせてもらったほうがよろしいでしょうか。

(市) その前に連絡がございまして、項番21なのですが、4ページの「除菌・消毒」というところで、今、お配りしたもので、前は、保育園名が入っております、まだ入っておりますか。入っていませんか。そこに、事実ではない項目(内容)が、少し、含まれておりますので、法人さんの方からも、少し、ご指摘をいただいております。したがって、少し、修正した内容で、変更をさせていただきたいと思います。その旨は、法人さんの方にも、お詫びをさせていただきます、ご連絡をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

今日の資料は、一旦、回収をさせていただいて、何部かを園の方に置いておきます。

(議長) 今日、お渡しした分は、一旦、この三者協議会が終わりましたら、こちらに残していただいて、退席していただいて、具体的な名前が

出ているところは、ちょっと、加工させていただきたいと思っておりますので、その加工した新しいものをまた、こちらの方に、数部、ご用意させていただきますので、これを持っておきたいとおっしゃられる方は、それをお持ちいただき。

(保護者) 新しい資料には、名前が載っていないですよ。

前のものは、載っていましたが。

(市) 項番 21 だけ、変更をさせてもらっています。

(議長) それでは、そのまま、お持ち帰りください。

(保護者) あと、印刷機について、法人さんの方から提案がありますよね。

(法人) 西川先生の方から、お話しをいただきまして、今、うちの方では複合機というのを各園では使っているのですが、現実的には、輪転機というのは、以前にやめた経緯がありまして、現在、鮎川保育所では、それを使っているということでございますけれども、今回、複合機を入れて欲しいという話がありましたので、複合機があれば、輪転機との使い分けが、また、全然、違うので、じゃ、この際、輪転機を保護者会専用で、使っていただいたらどうかということで。

(保護者) 譲渡していただける。今後、現在、使っている印刷機の方は、保護者会のものとなりますので、メンテナンスとか、修理とかは、全て、保護者会費で行うこととなりますので、その方向でよろしくお願ひします。

(保護者) 質問いいですか。

輪転機なのですが、今まで同様の時間帯での使用になりますか。それとも、5時、5時30分。

(市) 私(所長)がいる時間だったら、いいですということで(使っていた)。

(保護者) そこから、短くなったり、長くなったりとかは。

(市) 事前に連絡をもらって、OKということにしていて、急に来られても、職員が対応できる時間だったらOK。ただ、ラストの時間帯に入ると、5時半以降、6時以降になると、正職しか取り扱いができないけど、何か、不備が出たときに、対応できないので、それだけのことなのです。

(保護者) ただ、4月以降になると、保護者譲渡になるので、保護者の物になるのですが、それでも時間帯は、どうなりますか。

(法人) 置くところは、管理するところは、自由にできるのですか。

(保護者) 今は、外に出して(事務室の外)もらっている。

(法人) 今のところは、置いてある場所もそのままの状態を考えています。

時間帯については、一度、保護者さんの方で、考えてくださったらいいかと思います。

ただ、延長保育にかかったりしますので、そこら辺は、保護者さんにご理解をいただいていることですので、その範囲内で使用していただければと考えています。

(議 長) それでは、項番にしたがいまして、順番に進めさせていただきたいと思います。担当の方から、ご説明させていただきます。

(市) まず、「項番6」なのですけれども、個人ノートについてということです。

第2回するときにも、少し、触れていただいて、協議はさせていただいているのですが、中身についてということで、ご意見をお伺いしておりますので。

(保護者) よろしいですか。

1月から、合同保育が始まって、個人ノートの内容とかも見ていただいたと思うのですが、そのまま個人ノートの方は、保育士さんの方から、今までどおりのように書いていただけますか。

(法 人) はい、現状を引継ぎたいと思います。

(保護者) では、次、7番の「朝・夕の保育について」なのですが、1月から寒くなって、合同保育を始められてから、この朝・夕の所庭遊びというのを一度も見てもらったことはないと思うのですが、今までどおりというか、見てもらったことはないのですが、外遊びをやっていたいただきたいのですが、どうでしょうか。

(法 人) 外遊びに関しては、とても良いことだと考えていますので、行いたいと考えております。

(保護者) 4月以降になって、引継保育士さんの方が、公立の保育士さんの方が、数名、残っていただけますので、そのときに、また、聞いていただきながら、よろしく願います。

(法 人) はい。

(保護者) すいません、間違えました。それ8番ですね。

7番は、「朝・夕の保育について」、鮎川保育所では、0・1歳が7時から8時半、0歳の部屋で合同。2歳は、朝の8時半まで5歳の部屋で合同ですが、夕方の18時まで、2歳は、2歳の部屋のまま、3歳から5歳は、5歳児の部屋で、朝・夕のみ、合同保育です。

また、日中の児童数が少ないときの対応は、児童数が少なくても、各児童クラスの方で保育をお願いします。

という部分で、0歳から5歳をまとめて保育すること、また、テ

レビを見させることも止めていただきたいのですが、児童対数の方を守っていただいて、合同保育の方をよろしくお願いします。

(法 人) 合同保育に関して、引継ぎをさせていただく中で、ここに記載されている時間とは、少し、時間帯が違うところがありますので、それは、季節によって違うのかというところを理解しているところですので、こちらに書いてある時間どおりにというのは、恐らく、難しいというか、幅を持って、することになると思います。

(保護者) 例えば。

(法 人) 現在、超早、ラストと入らせていただいた中で、現在は、ある程度、大きく成長しているというのがあるのかも知れないですけども、現在、見せていただいた中では、4・5歳が5時に合同になって、3歳が5時半くらいに5歳の部屋に移動されていて、2歳が5時45分くらいにという形で、ちょっとずつ、6時までの間に、5歳の部屋で合同という形になっていたもので、その日の人数とかによっても変わってくるのかなと思うのですが、朝も同じように、いつも決まった時間という訳ではなくて、子どもの人数に合わせて、2歳の方も、9時までいらっしゃったときもありましたし、その辺は、また、来年になったら、何歳児のお子さんの時間が、早く来てとか、遅く残ってというのが変わってくると思うので、その辺を事前に、大体、この時間には、この年齢がこの人数くらい居るというのを把握した上で、職員配置をしていったり、クラスを分けていくため、合同という形にしていくかなという形になると思うのですが、最終の時間は、多分、9時になったら、各クラスに分かれる、夕方は、6時までには、5歳の部屋に2歳から5歳が集まるという形になってくると思うのですが。

(保護者) ただ、それは、見ただけであって、保育士に確認した訳では、所長に確認した訳ではないのですか。

(法 人) 時間の方は、保育士さんに、大体、これくらいですというのは。

(保護者) 人数は、これだから合同なのですよって確認してもらった上でのあれですか。今、見た中でとおっしゃっていたので、見ただけで、確認していなかったのかなと思って。

(法 人) 確認しています。

(保護者) 確認して。

(法 人) はい。

人数のことなのですけども、現状の保育士さんの数と、4月以降からの山善の人数というのが、恐らく、違ってくるかと思えます

ので、できる限り、現状の状態に近づけた中で、保育をさせていただきたいと思うのですけれども、難しい場合がでてくるかと思えます。そのことをちょっと、了承いただきたいのですけれども。大幅に減らすということはありません。

(保護者) はい。

では、次、9番の「散歩」について。

散歩は、見てもらっていると思うのですが、天候の良い日は、週3回から4回、散歩の方に連れて行ってもらっていますので、五感を育て、自然との触れあいなどの継続をお願いします。

(法人) はい、現状を引き継ぎたいと思います。

(保護者) そして、12番の「水分補給」について。

山善福社会の方では、毎日、水筒の持参を行っていると思うのですが、公立保育所の場合は、保育所の方でお茶の準備をいただいていますので、今後も公立保育所同様、お茶の準備の方をよろしくお願ひしたいのですが、どうでしょうか。

(法人) はい、準備いたします。水筒のときは、中身を入れて持ってきてくださるってことですね。

(保護者) 水筒のときは、暑い日の散歩のときに、中身を入れて持ってきて、散歩から帰ってきたら、すぐに捨てていますので、中身が入っている状態だと腐敗しますので、すぐに洗うように、指導をよろしくお願ひします。

(法人) はい。水筒の件は、分かりました。

(保護者) そして、18番の「障害児保育」について。

山善福社会として、障害児保育について、どのような経験がありますか。障害の程度や頻度。よろしくお願ひします。

(法人) たくさんありますけど、どういうふうに、ご説明をさせていただけばよろしいでしょうか。

この回答でも書いていますように、お読みいただいて、あと、ほとんどの経験はあるつもりでございますけれども、特に、どういったことをお話しさせていただければよろしいですかね。

(保護者) 経験は、あるかも知れませんが、今後、4月から入ってくる保育士さんが、若い保育士さんだった場合、経験というものがないと思うのですよ。現在、鮎川保育所にいる配慮が必要な子ども、児童に対して、ベテランが付いているので大丈夫ですとか、例えば、若い先生が、担任のところもいますよね。今の職員の配属を見るとね。

若い保育士ですが、もう一人の保育士がベテランなので大丈夫で

すよとか、そういう部分の説明をしていただけますでしょうか。

(法人) 現状、継続してくださる子どもたちの把握ということですよ。

それにつきましては、今、担任の先生から、丁寧な引継ぎ、細かな配慮事項、そして、進級するにあたって、特にこういうことを、そのお子さんにとって、言葉を掛ける、こういう支援が必要ってことも聞いております。

その上で、保育をしていこうということに、今、勉強しているところです。加えまして、個別の懇談にも、参加してまいります。

私たちの方でも、担任の先生から配慮事項をお聞きしまして、個人懇談もお仕事の都合で、多分、お忙しいと思うので、今回、難しい方もいらっしゃるのですけれども、ちょっと、私たちの方でも必要だなと、お話をお母さんの方からでもお伺いしたいなっていう場合がありますたら、こちらからお声掛けをさせていただいて、安心して4月から保育に、子どもたちが元気に保育園生活を送れるような形をとっていきたいなと考えています。

若い保育士も、ベテランの保育士も、経験があったら、そのお子さんにとって良いという訳では、障害児保育に関しましてはないと思っていますのです。

今まで、障害児保育をする中で、一人ひとり、やはり、持ってらっしゃるものというのが違うというのを、とても感じているところなのです。

だから、経験というのは、とてもプラスになると思うのですけれども、また、お子さんによって違いが出てきますので、茨木市で行われている障害児研修っていうのも、山善福祉会の方では、参加しておりますし、その他、関係機関を通じて、勉強会なども積極的に参加しながら、障害児保育について、進めていきたいなと考えています。

(保護者) ただ、何度も言いますが、過去に、合同保育に入って、児童を把握していた保育士が4月になって辞めてしまった、もしくは、民営化になって、1年間の間に辞めてしまった。だから、把握している保育士が居なくなったという事例があって、だから、代わりの保育士を入れて欲しいってお願いしたのですが、そこは難しいということで、各クラスにたった一人しか把握している先生がいない状態で、4月からスタートします。

4月以降、子どもは、一人の先生は知っていますが、あとの残りの先生は知らない状態になるので、問題発生はすると思うのですよ。

きつと。4月以降は、すごく大混乱すると思うので、そこで、問題が発生した場合、園長先生と担任の先生の謝罪はありますが、そのときに、理事長に、やっぱり、私が何度も言った、代わりの保育士が必要だと思いますって訴えかけたにも関わらず、そこを退けられてしまったので、何か、問題が発生したときには、理事長にも参加していただいて、その話し合いに対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(法人) まず、引継ぎ保育で、確かに、会長の方から人数を出してほしいという要望がありましたけれども、私どもも、本当に、現状、保育をやっている中で出せる体制の代わりの代わりというのは、ちょっとしんどいので、今回、こういう体制にはなっているのですけれども、一番、大切なことは、見ている間に、もう、次、4月でございます。

4月から保育が始まりまして、本当に、31日の7時半から引継ぎを始めて、1日から、本当に給食から全てのことが、私どもの運営を開始(体制になる)するのですから、至らないところも色々、あるかも分かりません。でも、準備できる部分は、しっかりと準備をさせていただいて、多岐にわたることが色々、あると思いますけれども、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

(保護者) では、次の26番。

警報発令時の対応で、北大阪に暴風警報発令時は、どのように対応する予定ですか。現在は、電話連絡で、少々、問題があると思いますので、良い方法での対応をお願いします。

(法人) 私も、今、保護者さんのことを聞いて、検討できることは検討していきたいと考えているのですけれども、保護者さんの連絡方法というのは、電話の回線を変更しなければ回線数を増やせないということが分かったのです。

今、1回線で行っているのですが、こういった形になると思うのです。

その回線数が増えれば、ちょっと、連絡の方法も新たなことができるのかなと考えているのですけれども、これをするには、ちょっと、工事が必要になってきます。ですので、4月1日から回線数を増やせるということができないのです。今のところ。ですので、現状は、今までどおりの対応の仕方とさせていただきます。

保育を運営する上で、工事が完了した場合は、また、保護者様にお知らせして、対応の方法をお伝えしたいなと思っております。

あと、山善福祉会の方では、お母さん方の希望なのですけれども、「よい子ネット」って言って、保育園の方から一斉配信するネット機能、お母さまがお持ちの携帯電話、小学校とかにはよくあるのですかね、そういったこともしているのですけれども、それをするにも、やはり、その電話回線の工事をする必要があるということで、それも、今のところできないのですね。ですので、申し訳ないのですけれども、電話のみということで、1回線ですので、対応は、今までどおりになります。

(保護者) 4月以降に工事を場占める予定は、ある、ない。

(法人) 今、聞いているのは、ちょっと説明不足ですけれども、電話の本数を増やして電話するとかではないのです。メールとか、ネットの機能をもって、メール配信するとかにしましても、今、ここで光がきているとか、きていないとか、電話回線がどうなっているとか、配線がどうなっているとか、今、ちょっと、調査中なのです。

この31日までに、事前の調査が出来るかと言いましても、出来ない部分があるので、とりあえず、4月1日以降に調べて、させていただくということになると思うので。

(保護者) はい。

では、次に、27番。

現在、公立保育所では、ボランティアさんの絵本の読み聞かせや、職業体験の受け入れをしているのですが、今後もされますか。

(法人) はい。継続します。

職場体験というのは、中学生の。

(保護者) 中学生とか。

(法人) 実習生とかですよ。

(市) 職場体験は、学校から直接、山善さんの方に行かれると思いますし、市の方は、保育幼稚園課を通さなければいけなかったりもするのですが、そこはダイレクトに中学校であり、高校、大学のボランティアさんも来られますので、そこは、山善さん自身も、今、実績をお持ちでいらっしゃるの、同じようにされると思います。

(市) 絵本の読み聞かせは、もう依頼済みですので、実施していただけることになっています。

(保護者) 今後も。

(市) はい。

(保護者) では、次、31番。

看護師を配置していただけるとは思いますが、この方は、正看です

か、准看ですか。

(法 人) 准看です。

(保護者) この方は、正規職員ですか、パート職員ですか。

(法 人) 正規職員です。

(保護者) この看護師さんの定年は、何歳ですか。

(法 人) 60 歳ないし 65 歳です。

(保護者) 65 歳が定年。

(法 人) はい。

(保護者) ついでに、保育士さんの定年は、何歳ですか。

(法 人) 同じですね、60 歳ないし 65 歳です。

60 歳を超えれば、1 年、1 年の雇用契約になります。

(保護者) 60 歳を超えれば、正規職員がパートになる。

(法 人) ではなくて、1 年、1 年の契約雇用になります。

(保護者) 正規職員。

(法 人) はい。

(保護者) では、次、32 番。

(保護者) すみません、今度、来られる看護師さんは、何歳の方ですか。

(法 人) 50 何歳かということで、ちょっと。

(保護者) 58 歳とかではないですよ。

(法 人) 50 前半です。

(保護者) 50 前半で、今までの 3 園の中の看護師さんが来るのではなく、また、新たに雇った？

(法 人) そうです。はい。同じように、保育園の看護業務の経験が結構ありますので。

(保護者) 経験がある？

(法 人) 経験があります。

(保護者) 何年くらいの？

(法 人) 保育園看護としては、5・6 年くらいは。

(保護者) ここに来られる前の直前もやっていたのですか？

(法 人) もちろん、やっています。

(保護者) 今、現在、他の保育所でやっているということですか。それとも、結構ブランクがあって、来られるのですか。

(法 人) 看護業務が長くて、保育園の看護師もやっていて、そんなブランクは空いていないと思います。

(保護者) 現在は、どこかにお勤めになられているのですか。

(法 人) 今は、勤めていません。

(保護者) 直近でされていたりとかしているのですか、去年は、していたとか。

(法人) ちょっと、今、きちっとしたことは、覚えていないので、改めて、ご紹介は、しっかりさせていただきます。

(保護者) お願いします。

看護師さんは、皆さん、関わると思うので、10年空いている方が、いきなり来られても、正直、保護者としては、不安なので、その辺も、ちょっと、申し訳ないですけど、教えていただけますか。

(法人) はい。

(保護者) その方は、元々、何科を担当していたとかありますか。

中に、婦人科専門でしたという看護師さんもいらっしゃるのですが、その方の専門、科は、何でしょうか。

(法人) 多分、子どもに関わる部分だと思うので、良かったという印象はあるのですけれど。

(保護者) では、32番です。

看護師の業務内容について、3月1日から、合同保育に入っていると思うのですが、看護師さんに聞くべきだと思うのですが、現状をしっかりと引き継いでいただきたいと思いますので、今、看護師さんが居ませんけれども、よろしくをお願いします。

あと、33番の与薬についても、与薬は公立基準でというか、公立は、ちょっと、厳しいので、ここの部分は、柔軟に対応していただいて、よろしくをお願いします。

(法人) その部分に関しましては、入園のしおりにも記載をさせていただいているのですけれども、公立の基準にさせていただきます。

(保護者) 柔軟に対応していただければと。

(法人) 基本は、こちらになりますので、ご理解いただきたいと思います。

(保護者) それでは、43番。

もう、4月1日まで、あと、わずかなのですが、鮎川保育所に入られる保育士さんは、今の7人以外の他の方は、既に、顔合せとかは、されているのですか。

4月1日に、初めて「こんにちは」という状態で保育を始めますか。

(法人) 4月1日に初めてではありません。

(保護者) もう、既に、何回か会って、オリエンテーションみたいなことはされていますか。

(法人) オリエンテーションは、行います。

(保護者) 保育事故というのは、何事にも、連絡のミスなのですよ。

初めて会う、初めて相棒になる、初めて会うもの同士が連絡事項を伝えないといけないとなると、その人に気を使って、なかなか報告できない。報告できないから、その人が知らなかったことで、保育事故につながるということがあるので、そういう部分があるので、だから、合同保育に、せめて3月から入っていただいて、保育士同士の連携を取るために、入ってほしいという部分があるのですが、それが無理だということで、とりあえずは、オリエンテーションを密に、保育士同士が仲良くなって、連絡体制が取れる状態にしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

(法 人) はい。

(保護者) では、次、44番の加配保育士です。

加配保育士は、もう、2月末に決定したと思うのですが、職員配置の方は、報告できないと思うのですが、配慮の必要な児童に対して、規定があって、0歳は保育士1人に対して、児童3人まで見れますよって、1対3というのが決まっているのですが、そこに、配慮が必要な児童がいた場合、1対3を超えて、もう一人、その子、もしくは、集団に対してもう一人付けたほうがいいですよって、いうのがあるのですね。

配置は、もう、決まったと思うので、教えていただけますでしょうか。

(市) それは、市の方からお知らせします。

この加配保育士を付けるにあたりまして、山善さんの園長先生と、それから現状を把握している所長の方と、それから市の方の指導主事と、子どもさんの観察を全てさせていただいた上で、それから新年度入られる方の面接も、市の方でさせていただいている部分のことも踏まえまして、決まっております。

今、会長がおっしゃったみたいに、本来でしたら、5歳児は、30人の子どもさんに1人の保育士のところが、加配保育士が入りまして、2名の担任になる予定です。

それから4歳児も、30人の子どもさんに1人の保育士のところ、2名の加配保育士が入りまして、3名の保育士になります。

3歳児は、20人の子どもさんに1人の保育士なのですが、こちらは、26人の子どもさんなので、この時点で、担任は、2人です。

そこに、加配保育士が1名入りまして、3名の保育士になります。

いつもあれですが、乳児に関しましては、加配保育士というところ

ろは、なかなか付かないことがあるのですが、今度の2歳の子どもさんです。

6人の子どもさんに1人の保育士なのですが、こちらは、クラス加配になるので、お一人、保育士が加配として付きますので、5名になります。

今年度もありましたが、保育を運営していく上で、子どもさんの様子、やはり、落ち着いてきた頃からの、やはり、この子どもさんにとってとか、クラスにとって、職員の配置、運営上に加配がもう一人いるとか、途中入所の方がいらっしゃって、子どもさんの集団のバランスみたいなどの部分で、やはり、加配保育士が必要だというときが出てきましたので、そちらは、市の方で協議させていただいた上で、お一人、加配が付いたという経過もございます。

そういうことも、これは、公立・私立関係なく、年度の途中であっても、必要と判断すれば、協議にのって、加配保育士の配置ということもあり得ることです。

ただ、協議された部分が全て、配置されるとも限りませんので、保育の運用というところでは、公立、それから、私立関係なく、お願いしているところであります。

加配保育士は、今のところ、こうなっております。

(保護者) はい。ありがとうございます。

次、47。

職員配置は、教えていただいたのですが、各クラスの職員の年齢と経験年数を教えていただけますでしょうか。何十代でいいです。

(法人) 今、決まっている紹介した者でいいですか。

(保護者) はい。

(法人) 0歳児、30代、1歳児、50代、2歳児、40代、3歳児、30代、4歳児、20代、5歳児、30代。

(保護者) 経験年数は？

(法人) T先生は、15年。O先生は、25年くらい。T先生は、15年くらい。M先生も20年くらい。K先生も8年。Y先生も5年。Y先生が10年。

(保護者) ありがとうございます。

(保護者) 次、48番。公立は、フリー保育士といって、保育士さんが研修に行ったり、また、有給消化をするときに、居ないときに対応する職員さんなのですが、フリー保育士というのは居ますでしょうか。

(市) その前に、公立もフリー保育士は、いません。

事務所に居て、各お部屋に入る保育士なのですが、公立と私立では、勤務形態が全然違うところがありまして、公立の担任の方も、火曜日とか、水曜日とか、木曜日とか、今日は週休で明日休みますという部分があると思うのですけれども、土曜日が1日勤務になっている者は、その週の中に1日、お休みをいただかなければいけない状態になっておりまして、その職員が居なくなることは初めからわかっていることなので、事務所に居る、私たちは、週休対策と呼んでいるのですが、その保育士が居る。

それは、職員の数に合わせた週休対策の保育士、ここは2人がいらっしゃるんで、フリーという位置づけとは、ちょっと、違うかなと思うのです。

そのかわり、皆さんが全員、出勤したときには、その人たちは、フリー的に動けるといえるところがあります。

もう1人は、6時45分からの出勤の職員が、3時15分に勤務が終わります。そういうところの部分で、そこからの時間、子どもさんの担任が居なくなるということがあったりするので、そのために、超早保障と私たちは呼んでいるのですが、そういう勤務のところに合わせて職員を配置していただいています。

9時から2時までのパートさんが居るかと思うのです。この方たちは、反対に、10時45分から出勤の保育士がおります。7時15分まで、最後まで居る職員のために、その朝、大体、子どもさんが集まる時間帯のところの手薄になりますので、そのためにパート職員でローテーションしていますので、ちょっと、フリー的というイメージとは、ちょっと違うかなと思います。

それは、今度、山善さんの方が、職員さんが月曜日から金曜日、土曜日も含めて、どういうふうなシフトをされるかということによっても違って来るかと思うので、おっしゃっておられる意味は、すごく分かるのです。

どなたかが休まれたときに、代わりに代替に入る人は居ませんかということだと思うのですが、そういうところで、よろしく願いいたします。

(法 人) それと、補足をさせていただいたら、民間の場合は、国基準の最低基準を当然、遵守させていただく、また、茨木市さんの方で、特別に加配保育士というものについては、当然、それをいただいている訳ですから遵守するというのが、最低条件であって、それ以上の人的配置をするということが、運営費とのバランスがありますので、

本当に、潰れてしまいます。

そここのところは、最低基準プラス、茨木市の基準というものをクリアさせていただくということは、最低でございますから、そこは守らせていただきます。その中で、運営をさせていただくということでない、そこは、本当に、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(保護者) では、次、49番。

現在、保護者会の役員会中であつたりとか、三者協議中の保育をやつていただひているのですが、4月以降も、法人の方で、この役員会中や三者協議会中の保育をやつていただけますでしょうか。

(法人) はい。

(保護者) よろしくお願ひします。

次、50番。

保育士が急に辞めたりということは、あり得ると思ひますね。

募集をかけても、今、保育士の確保が大変だと思ひます。その時に、派遣会社からの保育士の採用を考へておられますか。

(法人) 考へていません。

(保護者) 考へていませんが、急に辞めてしまった場合、そこに穴(欠員がでますよね。)が空きますよね。

その時は、どうされますか。

(法人) 何とか、法人全体で、回します。

(保護者) 最低基準で回していますよね。回せれないと思ひますけれども。

(法人) 今、派遣会社というのを使用するということは、全然、考へていませんし、4月からの雇用につきましても、しっかりと、鮎川保育園の人的な配置については、確保いたしてありますから、あと、多少の余裕もありますので。

(保護者) そう言つても、4月以降に、辞めているのが実際ですし、辞めなひという保障もないと思ひます。

それで、最低基準の保育士しか居ない状態で、回せれるのかな、ましてや、把握できているのが7人しかいないのに、また、新しく入つてきて、子どもたちがかわいそうだなと思ひます。あるので、なるべくなら、残業がないように、業務の組み方とか、プログラムも、すごく、かわいいものにしないでいいので、サクッと印刷したやつとかで、手を抜いていただくところは、手を抜いていただひて、なるべくなら、子どものほうに、先生たちが体調を崩さないように、人間関係で嫌な思ひをしなひような感じで、やつていただひたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

(法 人) はい。

(市) ひとつ、最低基準というところで、そこは、絶対に守っているということなのですが、保育所を運営していこうと思えば、ローテーションを組んでいって、保育士が、労働基準法とかも色々ありますので、その辺の基準というのは、しっかりと守っていただいた上での保育士の配置になっていますので、先ほど、少し、保育士さんの配慮もさせていただきますということで、お答えいただきましたけれども、必ず、ギリギリの状態で行っているということではないですので、ご理解いただければと思います。

(保護者) 山善福社会の人ではないですね。

(市) 認可の関係もあって。

(保護者) そうですか。

それでは、52番。

苦情処理について、苦情処理システムの告知を4月以降にしてください。公立保育所でも、第三者委員とかの貼り出しはしているのですが、公立保育所に言っても、らちが明かないというときは、第三者委員に相談するのが貼ってありますが、知っていますか。

玄関のところに貼っているのですよ。というのがあるので、ちょっと公立のものは、ものすごく地味すぎるので、山善さんの方で、もうちょっと派手に貼り出しの方をよろしく申し上げます。

(法 人) ポスターというのは、同じようなもので、大きさを変えます。

(保護者) はい。よろしく申し上げます。

次に、53番。

豊原学園やおとのは学園を見に行ったときに、蚊の駆除機があったのですが、鮎川も駆除機が欲しいので、よろしく申し上げます。

(法 人) LPガスを使うので、アレルギーとかって言いませんか。

身体に良ければ、導入を考えますし、それは、もちろん。

(保護者) 半径2m。

(法 人) 半径1.5km。

(保護者) LPガスを置くスペースがあるのかなという気が。

(法 人) また、改修を踏まえて、色々相談させていただいたりして、ちょっとでも、子どもたちにとって、良い環境づくりは、4月から考えていきたいと思います。

(保護者) また、新しいものを導入する場合とか、電話回線は、4月以降、増やすとか、そういうときは、すみませんが、告知の方をよろしく

お願いします。

(法人) はい。

(保護者) 次に、57番。

57番は、市に対してです。

市に対して、民営化になっての満足度調査を1年以内に調査してください。

民営化の説明会のときに、3年8か月経ってからアンケートをしましたというふうになっていたもので、それでは、民営化を経験した保護者がいない状態での調査であり、意味がないと思いますので、1年以内に満足度調査の方をよろしくお願いします。

(市) 協定書の方でも、意向調査というのがあって、これは、努力義務なんですけど、できる限りということで、保護者の意向を確認していただくというのは、法人さんと調整させていただきますし、1年以内の満足度調査ということで、項目についても、保護者の皆さまからご意見をいただきながら、誘導するような項目ではなしに、そんな意見をいただきながら、調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(保護者) 保護者の方からは、以上です。

(議長) はい。ありがとうございました。

これで、一応、全ての確認事項について、三者協議会の中で、数回に分けて検討を進めてきた形になります。

ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

この三者協議会で確認した内容につきましては、山善福社会と連携をさせていただきながら、適切な対応に努めてまいりたいと思いますので、また、ご協力の方、よろしく願いいたします。

それから、これは、以前からご説明させていただいているところではございますが、今後の5年間については、協定期間ということで、三者協議会についても、いずれかからの申出により開催できることとなっておりますし、また、今日も、保護者の方から貴重なご提案をいただきました。変更するのであれば、その想いをしっかりと伝えて、保護者の方のお考えもお伺いして、しっかりと議論できる場にしていきたいというふうに思いますので、今後とも、是非、ご協力の方、よろしく願いしたいというふう思います。

それでは、予定の案件については、これで、全て終了したのですが、けれども、その他に何か、この機会に申出しておきたいとか、議論したいということがありましたら、お伺いしたいと思いますが、い

かがでしょうか。

(保護者) この4月からの議事録とかは、今までどおり、市の方でやって、コピーも渡していただけるということですか。

(市) はい。

(保護者) あと、前におっしゃっていた保育士さんによる引継会か、お別れ会(引継ぎ式)は、いつされるのですか。

(市) 3月20日が、5歳児の子どもたちと、お別れ会の行事があります。

そのときは、習慣行事という形ですのですが、職員とお別れ会は、別に、夕方の時間とかで、例年は、することになっていますね。

いつもは、最後の異動の発表の日に行っているのですが、今度の職員会議が来週にありますので、そこで、きちっと、具体的に決めたいと思っています。

(保護者) 日にちは、決まっていないということですか。

(市) そうです。その日に、20日にも行うのか、もうちょっと、いつ行うのか、具体的に決めます。

(保護者) 保護者は、参加できるのですか。

(市) 例年は、参加してもらっていない(お別れ会のこと)のですが、3時半から行うときもありますので。

(保護者) いつするかというのは、また、知らせていただけますか。

(市) そうですね、事前に。

(保護者) 告知されるのですか、それとも。

(市) 今回は、いつもと違うので、また、告知させていただきます。

(保護者) 入園のしおりで、一つ、質問させていただいていいですか。

最後のあたりの土曜日保育についてのところなのですが、土曜日の出欠表を、毎月25日までに出席を記入してくださいとあるのですが、ギリギリにしか土曜日出勤になるか分からないという場合は、それでも大丈夫ですか。

(法人) はい。大丈夫です。

(保護者) 送迎時間なのですが、私は、3時くらいまでが仕事で、朝は、ちょっと、早いのですが、一番、早いお迎えで4時くらいなのです。前に、おとのは学園を見学させてもらったときは、おとのは学園の1日の日課で5時ってなっていたのですが、ここは4月からは。

(法人) 現状を引き継ぎますので。

(保護者) 4時。

(法 人) はい。

ただ、夕方から、もしかしたら、何か行事、先ほどのお別れ会だったりとか、子どもたちにとって、参加していただいた方がいいなという行事があった場合は、お母さまの方に私がお話しをさせていただいて、お迎えの時間を調整のご協力をいただく場合もあるかも知れませんが、現状どおりで大丈夫ですので。

(保護者) 分かりました。

(議 長) 他には、ございませんか。

(保護者) 【特になし】

(議 長) それでは、本日の案件は、これで全て終了いたしましたので、本日の三者協議会を閉会させていただきたいと思います。

また、3月の三者協議会、それから、25年度の民営化に向けた取り組み、法人の方をはじめ、保護者の方にもご協力いただきまして、円滑に進めることができました。

本当にありがとうございました。

また、26年度からは、本格的に、法人による運営が始まります。また、ご協力の方、お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、長時間にわたりまして、本当に、ありがとうございました。

(法 人) 4月から、本当に、よろしく願いいたします。